

平成18年12月期

個別中間財務諸表の概要

平成18年8月11日

上場会社名

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

コード番号

2466

上場取引所

東証 市場第一部

本社所在都道府県

東京都

(URL <http://www.pacificgolf.co.jp>)

代表者 役職名 代表取締役会長兼社長 氏名 廣瀬 光雄

問合せ先責任者 役職名 取締役最高財務責任者 氏名 與那覇 達篤

TEL (03) 5776 - 8901

決算取締役会開催日 平成18年8月11日

中間配当支払開始日 平成 -年 -月 -日

単元株制度採用の有無 無

1. 平成18年6月中間期の業績（平成18年1月1日～平成18年6月30日）

(1) 経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年6月中間期	1,241	340.2	804	906.9	1,071	851.7
17年6月中間期	282	-	79	-	112	-
17年12月期	668		214		291	

	中間（当期）純利益		1株当たり中間（当期）純利益	
	百万円	%	円	銭
18年6月中間期	1,012	-	865	59
17年6月中間期	65	-	69	48
17年12月期	165		135	24

(注) ①期中平均株式数 18年6月中間期 1,170,016株 17年6月中間期 938,177株 17年12月期 998,986株

②会計処理の方法の変更 無

③営業収益、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

④中間財務諸表は前中間期から作成しているため、17年6月中間期の増減率については、記載していません。

(2) 財政状態

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18年6月中間期	41,295	26,746	64.8	22,854	56
17年6月中間期	25,415	5,446	21.4	5,392	72
17年12月期	29,527	25,730	87.1	21,966	30

(注) 期末発行済株式数 18年6月中間期 1,170,310株 17年6月中間期 1,010,000株 17年12月期 1,170,000株

2. 平成18年12月期の業績予想（平成18年1月1日～平成18年12月31日）

	営業収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	1,600	1,300	970

(参考) 1株当たり予想当期純利益（通期） 828円84銭

3. 配当状況

・現金配当

	1株当たり配当金（円）					
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	年間
18年6月期	-	-	-	-	-	-
18年12月期（実績）	-	-	-	-	-	-
18年12月期（予想）	-	-	-	-	-	-

(注) 18年6月中間期末配当金の内訳 記念配当 -円-銭 特別配当 -円-銭

※上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

## 6. 個別中間財務諸表等

### (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金	※2	56		1,195		3,020		
2. 売掛金		296		1,258		681		
3. その他		175		1,241		2,018		
流動資産合計		527	2.1	3,696	9.0	5,721	19.4	
II 固定資産								
1. 有形固定資産	※1	-	-	3	0.0	-	-	
2. 無形固定資産		-	-	2	0.0	-	-	
3. 投資その他の資産								
(1) 長期貸付金		24,494		37,186		23,015		
(2) その他		394		406		791		
投資その他の資産合計		24,888	97.9	37,593	91.0	23,806	80.6	
固定資産合計		24,888	97.9	37,599	91.0	23,806	80.6	
資産合計		25,415	100.0	41,295	100.0	29,527	100.0	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 一年以内返済予定 長期借入金		-		992		-		
2. 賞与引当金		6		9		20		
3. その他		195		197		533		
流動負債合計		201	0.8	1,198	2.9	554	1.9	
II 固定負債								
1. 長期借入金		19,755		13,308		-		
2. 退職給付引当金		12		16		14		
3. 役員退職慰労引当金		-		25		19		
4. その他		-		-		3,208		
固定負債合計		19,767	77.8	13,349	32.3	3,242	11.0	
負債合計		19,969	78.6	14,548	35.2	3,796	12.9	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
I 資本金			2,750 10.8		— —		12,251 41.5
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		2,633			—		13,316
資本剰余金合計			2,633 10.4		— —		13,316 45.1
III 利益剰余金							
1. 中間(当期)未処分利益		63			—		163
利益剰余金合計			63 0.2		— —		163 0.5
資本合計			5,446 21.4		— —		25,730 87.1
負債資本合計			25,415 100.0		— —		29,527 100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			— —		12,267 29.7		— —
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—			13,333		—
資本剰余金合計			— —		13,333 32.3		— —
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—			1,145		—
利益剰余金合計			— —		1,145 2.8		— —
株主資本合計			— —		26,746 64.8		— —
純資産合計			— —		26,746 64.8		— —
負債純資産合計			— —		41,295 100.0		— —

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1. 受取管理手数料		282	100.0	1,241	100.0	668	100.0
II 営業費用		202	71.7	436	35.2	453	67.9
営業利益		79	28.3	804	64.8	214	32.1
III 営業外収益	※1	219	77.8	614	49.5	2,422	362.3
IV 営業外費用	※2	186	66.2	348	28.0	2,345	350.8
経常利益		112	39.9	1,071	86.3	291	43.6
V 特別利益	※3	—	—	9	0.7	—	—
税引前中間 (当期) 純利益		112	39.9	1,080	87.0	291	43.6
法人税、住民税及び事業税		56		54		172	
法人税等調整額		△8	47	14	68	△45	126
中間 (当期) 純利益		65	23.1	1,012	81.5	165	24.7
前期繰越利益 又は損失 (△)		1		—		△1	
中間 (当期) 未処分利益		63		—		163	

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成17年12月31日 残高 (百万円)	12,251	13,316	163	25,730	25,730
中間会計期間中の変動額					
新株の発行 (百万円)	16	16		33	33
役員賞与 (百万円)			△30	△30	△30
中間純利益 (百万円)			1,012	1,012	1,012
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	16	16	982	1,015	1,015
平成18年6月30日 残高 (百万円)	12,267	13,333	1,145	26,746	26,746

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	① 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 ② デリバティブ 時価法によっております。	① 有価証券 子会社株式 同左  —————	① 有価証券 子会社株式 同左  ② デリバティブ 時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	—————  —————	① 有形固定資産 定額法によっております。なお、 主な耐用年数は次のとおりであります。 工具器具及び備品 5年 ② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法にてによって おります。	—————  —————
3. 引当金の計上基準	①貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。  ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	—————  ②賞与引当金 同左  ③退職給付引当金 同左  同左	—————  ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため支給見込額に基づき計上しております。  ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。  —————

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
	—————	④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。	④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金につきましては、役員退職慰労金規程の整備を行ったことを契機に、役員退職慰労金を役員の在任期間に渡り費用配分することで期間損益の適正化及び財務体質の健全化を図るため、規程に基づく期末要支給額を引当計上することといたしました。 この変更に伴い、当期負担額19百万円を「営業費用」に計上しております。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が19百万円減少しております。
4. 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用処理しております。	新株発行費 —————	新株発行費 支出時に全額費用処理しております。
5. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	①消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 ②消費税等の表示方法 仮受消費税と仮払消費税は相殺の上、その差額は流動負債のその他に含めて表示しております。	①消費税等の会計処理 同左 ②消費税等の表示方法 同左	①消費税等の会計処理 同左 —————

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
—————	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は26,746百万円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—————

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)														
<p>※2 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うためLone Ster International Limited当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越限度額</td> <td>25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>19,089百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>5,910百万円</td> </tr> </table>	当座貸越限度額	25,000百万円	借入実行残高	19,089百万円	差引額	5,910百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円</p> <p>※2 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越限度額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務</p> <p>当社は下記の関係会社のリース契約に対し、債務保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>パシフィックゴルフ マネージメント㈱</td> <td>1,308百万円</td> </tr> </table>	当座貸越限度額	3,000百万円	借入実行残高	- 百万円	差引額	3,000百万円	パシフィックゴルフ マネージメント㈱	1,308百万円	
当座貸越限度額	25,000百万円															
借入実行残高	19,089百万円															
差引額	5,910百万円															
当座貸越限度額	3,000百万円															
借入実行残高	- 百万円															
差引額	3,000百万円															
パシフィックゴルフ マネージメント㈱	1,308百万円															

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)														
<p>※1 営業外収益のうち主要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取利息</td> <td>219百万円</td> </tr> </table>	受取利息	219百万円	<p>※1 営業外収益のうち主要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取利息</td> <td>377百万円</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ 評価益</td> <td>235百万円</td> </tr> </table>	受取利息	377百万円	金利スワップ 評価益	235百万円	<p>※1 営業外収益のうち主要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取利息</td> <td>938百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社負担金</td> <td>1,483百万円</td> </tr> </table>	受取利息	938百万円	関係会社負担金	1,483百万円				
受取利息	219百万円															
受取利息	377百万円															
金利スワップ 評価益	235百万円															
受取利息	938百万円															
関係会社負担金	1,483百万円															
<p>※2 営業外費用のうち主要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>支払利息</td> <td>169百万円</td> </tr> </table>	支払利息	169百万円	<p>※2 営業外費用のうち主要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>支払利息</td> <td>61百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社負担金</td> <td>286百万円</td> </tr> </table>	支払利息	61百万円	関係会社負担金	286百万円	<p>※2 営業外費用のうち主要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>支払利息</td> <td>361百万円</td> </tr> <tr> <td>新株発行費</td> <td>285百万円</td> </tr> <tr> <td>上場関係費用</td> <td>189百万円</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ 評価損</td> <td>1,509百万円</td> </tr> </table>	支払利息	361百万円	新株発行費	285百万円	上場関係費用	189百万円	金利スワップ 評価損	1,509百万円
支払利息	169百万円															
支払利息	61百万円															
関係会社負担金	286百万円															
支払利息	361百万円															
新株発行費	285百万円															
上場関係費用	189百万円															
金利スワップ 評価損	1,509百万円															
	<p>※3 特別利益のうち主要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>賞与引当金戻入益</td> <td>7百万円</td> </tr> </table>	賞与引当金戻入益	7百万円													
賞与引当金戻入益	7百万円															
	<p>4 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	0百万円	無形固定資産	0百万円											
有形固定資産	0百万円															
無形固定資産	0百万円															

① リース取引

前中間会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）、当中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）及び前事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

該当事項はありません。

② 有価証券

前中間会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）、当中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）及び前事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

子会社株式で時価のあるものはありません。

（1株当たり情報）

前中間会計期間 （自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日）	当中間会計期間 （自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日）	前事業年度 （自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日）
1株当たり純資産額 5,392.72円 1株当たり中間純利益 金額 69.48円	1株当たり純資産額 22,854.56円 1株当たり中間純利益 金額 865.59円 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 854.12円	1株当たり純資産額 21,966.30円 1株当たり当期純利益 金額 135.24円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。	—————	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。

（注） 1株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日）	当中間会計期間 （自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日）	前事業年度 （自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日）
1株当たり中間（当期）純利益金額 （百万円）			
中間（当期）純利益（百万円）	65	1,012	165
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—	30
（うち利益処分による役員賞与金）	（—）	（—）	（30）
普通株式に係る中間（当期）純利益 （百万円）	65	1,012	135
期中平均株式数（株）	938,177	1,170,016	998,986
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利 益金額（百万円）			
中間（当期）純利益調整額（百万円）	—	—	—
普通株式増加数（株）	—	15,710	—
（うち新株予約権）（百万円）	（—）	（15,710）	（—）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり中間（当期）純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	—————	—————	—————

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	—	26,746	—
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—	—
(うち新株予約権) (百万円)	(-)	(-)	(-)
(うち少数株主持分) (百万円)	(-)	(-)	(-)
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額 (百万円)	—	26,746	—
中間期末(期末)の普通株式の数(株)	—	1,170,310	—

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
<p>1. 借入金の返済 当社は、子会社の借入に伴い以下のとおり当座貸越契約に対する借入金の返済を行っております。</p> <p>借入先の名称 Lone Star International Finance Limited</p> <p>返済日 平成17年8月 借入金額 5,329百万円 利率 2.35%</p> <p>2. 多額な資金の借入 当社は、運転資金として以下のとおり借入を行っております。</p> <p>借入先の名称 パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社(子会社)</p> <p>借入金額 7,882百万円 利率 2.35% 返済期限 平成22年7月及び平成17年8月 借入実施時期 平成17年7月及び平成17年8月 担保提供資産 なし</p> <p>3. 重要な契約 当社は、現在子会社が保有している固定金利支払・変動金利受取の金利スワップ契約の効果を連結で相殺するため、金利スワップ契約を下記のとおり締結しております。</p> <p>想定元本 100,000百万円 受取利率 1.0387% 支払利率 1ヶ月Libor 契約日 平成17年7月29日 契約期間 平成17年7月29日 ～平成23年7月25日 購入金額 2,334百万円</p> <p>4. 新株の発行 当社は、下記の通り増資を行っております。</p> <p>増資の方法 第三者割当 発行の株式 普通株式 発行数 100,000株 発行価格 138,000円 発行総額 13,800,000,000円 資本組入額 6,900,000,000円 払込期日 平成17年10月14日 資金の用途 借入金の返済 平成17年10月17日にLone Star Finance Limited からの借入金13,760百万円を返済しております。</p>		<p>1. ストックオプション(新株予約権)の発行及び割当 当社は、平成18年3月3日開催の取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21の規定及び平成17年10月14日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の割当について、決議しました。なお、その具体的概要は以下のとおりであります。</p> <p>I 特有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社は当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社および当社子会社の取締役および従業員のうち、当社の取締役会が認めた者に対して、インセンティブ型ストックオプションとして、第2回A種新株予約権を無償で発行します。当該第2回A種新株予約権はインセンティブとして発行するため、新株予約権行使時に払込をすべき金額は当社普通株式上場時の一般公募の発行価格を基準としております。</p> <p>また当社グループは、昨年12月の当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を達成したほか、保有ゴルフ場数等の規模を拡大してまいりました。かかる当社の成長への貢献が大きいと認めた者に対し報酬を与えるとともに、今後の安定した経営体制の確保を企図して、第2回B種新株予約権を無償で発行します。当該第2回B種新株予約権はかかる報酬としての趣旨で付与するものであることから、新株予約権行使時に払込をすべき金額は1株当たり1円としております。</p> <p>II 新株予約権発行の要領 上記の通り当社は2種類のストックオプションを発行します。その要項は以下のとおりです。</p> <p>第1 第2回A種新株予約権証券</p> <p>1. 新株予約権の発行日 平成18年 3月24日</p> <p>2. 新株予約権の発行数 54,100個</p> <p>3. 新株予約権の発行価額 無償とします。</p> <p>4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 54,100株</p> <p>なお、本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>5. ストックオプション制度の採用</p> <p>① 商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、平成17年10月14日開催の臨時株主総会終結の時に在任する当社役員及び従業員並びに当社連結子会社の役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年10月14日臨時株主総会において決議したものであります。</p> <p>(1) 目的 業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるため。</p> <p>(2) 発行の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の目的となる普通株式の種類 普通株式</li> <li>・株式の数 9,000株</li> </ul> <p>本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。</p> $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数}}{\text{調整前株式数}} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行価額 無償</li> </ul>		<p style="text-align: center;">調整後株式数 = <math>\frac{\text{調整前株式数}}{\text{調整前株式数}} \times \text{分割・併合の比率}</math></p> <p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。</p> <p>5. 新株予約権の行使に際しての一株当たりの払込額（行使価額）</p> <p>上記インセンティブとしての目的から、行使価額を当社普通株式の上場に伴う一般公募の発行価格である112,000円とします。なお、本新株予約権の発行前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。</p> <p>6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 6,059,200,000円</p> <p>7. 新株予約権の行使期間 平成18年6月13日～平成23年3月23日</p> <p>8. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)																								
<p>・新株予約権の行使時の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。行使価額は1円とします。</p> <p>本新株予約権の発行前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間</p> <p>新株予約権発行日から5年を経過するまでの範囲内で当社取締役会において決定します。</p>		<p>9. 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できないものとします。</p> <p>(1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または論旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合。</p> <p>(2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合</p> <p>(3) その他所定の要件に該当する場合</p> <p>10. 新株予約権の消却の事由及び消却条件</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併の場合、当社の営業の全部または一部が第三者に譲渡される場合、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転がなされる場合、新株予約権を当社が取得した場合、その他所定の場合同、新株予約権を無償で消却できるものとします。</p> <p>11. 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。</p> <p>12. 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳</p> <table border="1" data-bbox="1023 1223 1439 1771"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>割当数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社の役員 (当社子会社の役員兼務者を含む)</td> <td>6名</td> <td>500～ 1,000個</td> <td>4,500個</td> </tr> <tr> <td>当社の従業員 (当社子会社の役員兼務者を含む)</td> <td>6名</td> <td>200～ 1,000個</td> <td>3,500個</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の役員 (当社の役員又は従業員兼務者を除く)</td> <td>10名</td> <td>300～ 1,000個</td> <td>7,400個</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の従業員 (当社の役員若しくは従業員、又は当社子会社の役員兼務者を除く)</td> <td>62名</td> <td>100～ 1,000個</td> <td>38,700個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>84名</td> <td>—</td> <td>54,100個</td> </tr> </tbody> </table>	付与対象者	人数	割当数	計	当社の役員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	6名	500～ 1,000個	4,500個	当社の従業員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	6名	200～ 1,000個	3,500個	当社子会社の役員 (当社の役員又は従業員兼務者を除く)	10名	300～ 1,000個	7,400個	当社子会社の従業員 (当社の役員若しくは従業員、又は当社子会社の役員兼務者を除く)	62名	100～ 1,000個	38,700個	合計	84名	—	54,100個
付与対象者	人数	割当数	計																							
当社の役員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	6名	500～ 1,000個	4,500個																							
当社の従業員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	6名	200～ 1,000個	3,500個																							
当社子会社の役員 (当社の役員又は従業員兼務者を除く)	10名	300～ 1,000個	7,400個																							
当社子会社の従業員 (当社の役員若しくは従業員、又は当社子会社の役員兼務者を除く)	62名	100～ 1,000個	38,700個																							
合計	84名	—	54,100個																							

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>(4) 新株予約権の行使条件</p> <p>1. 新株予約権は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日以後に行使できるものとします。なお、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。</p> <p>2. その他の権利行使の条件については、当社取締役会で定めるところによります。</p> <p>(5) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。</p> <p>② 商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、平成17年10月14日開催の臨時株主総会終結の時に在任する当社役員及び従業員並びに当社連結子会社の役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年10月14日臨時株主総会において決議したものであります。</p> <p>(1) 目的 業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるため。</p> <p>(2) 発行の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の目的となる普通株式の種類 普通株式</li> <li>・株式の数 60,000株</li> </ul> <p>本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。</p> $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$ <p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行価額 無償</li> <li>・新株予約権の行使時の払込金額</li> </ul>		<p>第2 第2回B種新株予約権証券</p> <p>1. 新株予約権の発行日 平成18年 3月24日</p> <p>2. 新株予約権の発行数 5,960個</p> <p>3. 新株予約権の発行価額 無償とします。</p> <p>4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式5,960株</p> <p>なお、本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。</p> $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$ <p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。</p> <p>5. 新株予約権の行使に際しての1株当たりの払込額（行使価額）</p> <p>上記の通り報酬および安定した経営体制の確保の観点から行使価額を1円とします。</p> <p>なお、本新株予約権の発行前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。行使価額は、当社普通株式の株式上場に行き際して行う公募増資等のために、当社取締役会又は取締役会の授権を受けた代表取締役が決定し公表する当社普通株式の、一般公募における発行価格・売出しにおける売価額とします。</p> <p>本新株予約権の発行前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$		<p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> <p>6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 5,960円</p> <p>7. 新株予約権の行使期間 平成18年6月13日～平成23年3月23日</p> <p>8. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の資本組入額 行使価額全額</p> <p>9. 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には、新株予約権を行使できないものとします。</p> <p>(1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または論旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社子会社の役員の地位を喪失した場合。</p> <p>(2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。</p> <p>(3) その他所定の要件に該当する場合</p> <p>10. 新株予約権の消却の事由及び消却条件 当社は、当社が消滅会社となる合併の場合、当社の営業の全部または一部が第三者に譲渡される場合、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転がなされる場合、新株予約権を当社が取得した場合、その他所定の場合、新株予約権を無償で消却できるものとします。</p> <p>11. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。</p> <p>12. 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)																								
<p>上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 新株予約権発行日から5年を経過するまでの範囲内で当社取締役会において決定します。</p> <p>(4) 新株予約権の行使期間</p> <p>1. 新株予約権は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日以後に行使できるものとします。なお、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。</p> <p>2. その他の権利行使の条件については、当社取締役会で定めるところによります。</p> <p>(5) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。</p>		<table border="1" data-bbox="1027 331 1437 882"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>割当数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社の役員 (当社子会社の役員兼務者を含む)</td> <td>3名</td> <td>470個</td> <td>1,410個</td> </tr> <tr> <td>当社の従業員 (当社子会社の役員兼務者を含む)</td> <td>2名</td> <td>270個</td> <td>540個</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の役員(当社の役員又は従業員兼務者を除く)</td> <td>5名</td> <td>220～470個</td> <td>1,660個</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の従業員(当社の役員若しくは従業員、又は当社子会社の役員兼務者を除く)</td> <td>9名</td> <td>100～470個</td> <td>2,350個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19名</td> <td>—</td> <td>5,960個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 多額な資金の借入 パシフィックゴルフマネージメント株式会社が、平成17年8月24日付で締結した株式会社東京スター銀行からの借入金180億円を、平成18年3月24日付で全額返済いたしました。このうち145億円については、平成18年3月8日付で当社が株式会社みずほ銀行から借入れを実行する契約を締結しております。</p> <p>借入先の名称 株式会社みずほ銀行 借入金額 14,500百万円 資金使途 子会社への貸付 利率 TIBOR(一ヶ月)に基づく利率 返済期限 平成23年3月 借入開始期間 平成18年3月 その他重要な契約等 一部子会社の不動産(土地9,620百万円、建物3,051百万円)について担保設定を予約しております。</p>	付与対象者	人数	割当数	計	当社の役員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	3名	470個	1,410個	当社の従業員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	2名	270個	540個	当社子会社の役員(当社の役員又は従業員兼務者を除く)	5名	220～470個	1,660個	当社子会社の従業員(当社の役員若しくは従業員、又は当社子会社の役員兼務者を除く)	9名	100～470個	2,350個	合計	19名	—	5,960個
付与対象者	人数	割当数	計																							
当社の役員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	3名	470個	1,410個																							
当社の従業員 (当社子会社の役員兼務者を含む)	2名	270個	540個																							
当社子会社の役員(当社の役員又は従業員兼務者を除く)	5名	220～470個	1,660個																							
当社子会社の従業員(当社の役員若しくは従業員、又は当社子会社の役員兼務者を除く)	9名	100～470個	2,350個																							
合計	19名	—	5,960個																							